

相続財産再鑑定士 登録制度変更のご案内

一般社団法人相続財産再鑑定協会

皆様方におきましては、日頃より当協会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび「相続財産再鑑定士資格制度」の一部を改定させていただくことと致しました。

これにより、既登録者の皆様には、日々の業務において本資格を更に活用しやすく有意義なものに、また、今後、新規で本資格を取得される方々には、より取得しやすい制度へと進化させていく所存です。皆様のご理解とご協力のほど、何卒よろしくごお願い申し上げます。

1、更新制度を廃止し、「永年登録制」に変更いたします。

資格は、取得すること以上に、その資格を「仕事に活かすこと」に価値があります。

しかしながら、現行制度の毎年更新型では、「資格登録料（10800円/2年）」の負担回避の為に、誠に残念ですが、折角ご取得いただいた価値（資格）を手放される方も多く見受けられます。

これでは「仕事に活かす」はおろか本末転倒と考え、皆様のご負担を軽減させていただくことで本来の価値創造に注力していただきたく、

次の更新時より資格登録料を無料化し、「永年登録制」へと変更致します。

※変更制度開始時期：2018年4月より

2、永年登録への変更手続き方法について

①永年登録変更手数料（認定者証発行実費）：2,160円（税込）のご負担をご了承願います。

②下記口座へお振込み頂きました後、振込票等お支払いの記録となりますもの（コピー）を同封して、永年登録申込書（写真貼付）を登録センターまでお送りください。

本資格における費用負担は、以降は、一切ございませんので、ご理解賜りたく存じます。

〈振込先〉

三井住友銀行 人形町支店 普通口座 1473569

一般社団法人 相続財産再鑑定協会

（イッパンシャダンハウジン ソウゾクザイサンサイカンテイキョウカイ）

【振込み金額】 2,160円（2,000円+税）

※お振込みに要する振込手数料は、ご負担下さい。